

## 公共施設利用に係る受益者負担の適正化基準の見直し(概要)

パブリックコメントならびに住民説明会等で寄せられた意見等を踏まえ次のように見直します。

### 1. 使用料

#### [主な意見]

1.5 倍を上限とする激変緩和措置は高い。一度に上げず、徐々に値上げされるよう希望する。

#### <概要>

適正化基準に従い改定使用料を試算した結果、使用料上昇幅の平均値は 1.2 倍～1.3 倍です。改定使用料が現行料金より低くなる貸室もあり、その増減幅は最小で 0.46 倍、最大でも 1.5 倍までを原則としています。

#### <補足>

改定使用料を試算した結果、体育館(19 施設)や屋内グラウンド(3 施設)の使用料上昇幅は 1.19 倍～1.22 倍、グラウンド(5 施設)やテニスコート(2 施設)では 1.01 倍～1.06 倍となり、著しい負担増とはなりません。温水プール(3 施設)の試算結果では、上昇幅が 2 倍を超えるため、急激な高騰による市民生活への影響を鑑み 1.5 倍以内※に据え置きます。(※負担の公平性を担保するため、類似施設・貸室間における使用料の平準化を優先し、増減率が 1.5 倍を超える場合があります)

また、文化会館等については、貸室の規模や用途により改定単価に幅があり、現行使用料の設定に経過年数等が反映されていることもあり、単純比較は困難ですが、その増減幅は 0.46 倍～1.5 倍の範囲内で、体育施設と同様に急激な高騰による市民生活への影響に配慮したものとなっています。

### 2. 減免制度

#### [主な意見]

受益者負担の適正化にあわせて減免制度を見直すことは、既存減免対象団体の大幅な負担増につながり、各団体の活動継続への影響が大きい。文化・スポーツ振興に対する政策的配慮の観点も必要。

#### <対応>

① 基準に基づく減免制度適用は使用料改定と同時にせず、適用開始時期を検討し直します。

② 減免対象の「高齢者」を、70 歳以上の市民とする根拠を規則上に明示します。

③ 交流センターなどの活動拠点が無い地区での文化祭行事など、市の施策に合致する事業に係る使用料の減免を検討します。

④ 「南砺市スポーツ推進計画」「南砺市文化芸術振興計画」に基づく社会体育および文化芸術振興等に係る事業・活動については、補助金対象として支援します。

#### <理由>

① 施設利用団体の大半が減免対象となっている現状を踏まえ、減免制度の適用除外と使用料の改定による同時負担増を避け、制度周知徹底を図るための猶予期間が必要です。ただし、多くの団体が減免対象となり適正な負担を求められない状況の早期改善が求められることから、出来るだけ早めの適用開始時期を検討すべきと考えます。

② 政府が企業に対し就業機会確保の努力義務を課すべく検討中で、かつ医療費の一部負担(自己負担)割合が 2 割となる(現役並み所得者除く) 70 歳を適正化基準に定める高齢者の基準年齢とします。

③ 城端・井波・井口・福野中部のような活動拠点となる交流センターが無い地区の文化祭など、文化教育振興に資する事業・行事の開催に配慮が求められることから、該当地区行事に係る施設使用料が減免対象となるよう検討します。

④ 南砺市の施策に合致する事業について支援を検討します。

### 3. 負担割合

#### [主な意見]

- ・市場性や選択性の強弱だけでなく、健康増進等の市民生活に果たす施設の役割も勘案すべき。
- ・三セクには、税金が投入されており、単純に民間経営可能の判断はできないのではないかと？

#### <対応>

温水プールの負担割合を100%から75%とし、必需性の高い方へ変更します。

【施設の性質による負担割合の分類】

市場性 ↑ 高 民間提供の可能性 ↓ 低 公益性	[50%]	[75%] テニスコート 屋内競技場	[100%] 温水プール	
	[25%]	[50%] 体育館、グラウンド、 野球場、文化会館、 商業振興施設	[75%] クレイ射撃場 <del>クライミングジム</del>	
	[0%]	[25%] 社会福祉施設	[50%]	
[公共性] 弱 強	必需性 低	嗜好性・選択性 高		選択性

R2.4に譲渡のため削除

#### <<理由>>

温水プールには、第三セクターとして一部改修に係る助成が行われているものの、民間が所有し、会員収入での自立運営を目指している施設があり、三セク改革プランでは、将来的に市からの財政支援はゼロにすることとしています。また、プールの無い小学校の水泳等の授業が行われ、市民の健康維持増進につながる利用があるなど、相当程度の必需性が認められることから負担割合を変更します。

### 4. 料金設定

#### [主な意見]

- ・文化会館では帯時間料金設定、体育施設では時間単価設定が、運用管理上都合が良い。

#### [文化会館指定管理者の意見]

1時間単価が設定されると、利用団体が時間に追われて十分な練習ができず同時に、予約段階での準備時間に対する誤解、延長や時間短縮への対応など、利用者間のトラブル発生や事務処理が煩雑になる恐れがある。県内公立文化施設協議会の施設にも適用例が無く、特に文化ホールにはなじまない。

#### [体育施設指定管理者の意見]

1時間単位だけの料金表だけではいけないのか？単純明快な料金表であるべき。

#### <対応>

・時間単価設定がなじまない文化会館のホール等の特殊貸室（会議室・研修室等の一般貸室を除く）は帯時間設定のみとし、体育館アリーナをはじめとする体育施設は基本的に時間単価設定のみとし、利用者・管理者双方の円滑な施設の利用ならびに運営管理に配慮する。

あわせて、延長利用時の料金徴収規程、さらに早朝準備や選挙開票事務等の夜間使用に対応するため、時間外利用許可の判断基準ならびに料金設定（通常時の1.25倍など）について検討する。

#### <<理由>>

施設分類によって利用形態が異なり、利用実態に合わせた運用管理が求められることから、より実態に則した対応が可能となるよう、必要に応じて施設・貸室等の分類・性質ごとに料金体系を統一する必要があります。

また、延長利用時の料金徴収や時間外利用について統一ルールを定めることで、利用者間における公平性の確保に努めます。